

「福井新元気宣言」推進に関する施策

「福井新元気宣言」に掲げられた「元気な社会」、「元気な産業」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを実現するため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成22年4月

会計管理者 吉村 治

I 22年度の基本方針

- ・ 福井県財務規則および関係法令に基づき、全庁的な会計事務の適正な執行の確保に努めます。
- ・ 工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

Ⅱ 22年度の施策

〔22年度の個別施策〕

◇ 会計事務処理の適正な執行

購入物品の現物確認や予算の執行状況を把握するため、各所属長が会計事務自己点検を行い、その点検状況を会計管理者が所属長へのヒアリングにより確認します。

また、会計事務職員研修の内容に「公務員倫理の徹底」や「不適正な会計処理の事例」を加えるとともに、全所属を対象として購入物品が適正に納入されているかを業者帳簿等により確認し、適正な会計事務処理の徹底を図ります。

さらに、補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な会計事務処理について指導を強化します。

◇ 工事施行適正化検査の実施

工事施工中の早い段階で、施工計画書どおり施工されているかを確認し、適正な施工管理、安全管理の徹底を指導します。特に、工事の中断や遅れによる周辺への影響がでないように指導します。